

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	CO2レーザ 集光レンズ/出力鏡(II-VI社製)
製品コード	-
供給者の会社名	日酸TANAKA株式会社
住 所	埼玉県入間郡三芳町竹間沢11番地
担当部門	FA事業部 国内営業部
連絡先(電話番号)	049(258)4412
緊急連絡先	同上

2. Hazards Identification 毒性情報

GHS 分類	急性経口毒性、区分 5 急性粉塵毒性、区分 5 (懸濁液) 軽度の皮膚刺激、区分 3 (粉塵、懸濁液) 軽度な眼刺激性、区分 2B 水生毒性、区分 4
GHS ラベル表示	絵表示 
注意喚起語	警告
危険有害性情報	飲込むと有害 吸入すると有害 軽度の皮膚刺激 眼刺激 環境への流出を避ける
注意書き 安全対策	粉塵の吸入を避けること 取扱後はよく手を洗うこと 取扱時飲食をしないこと
対応	飲込んだ場合、医師の手当てを受けること 皮膚へ付着した場合、大量の水で洗浄すること 吸入した場合、医師の手当てを受けること 眼に入った場合、刺激が緩和されるまで目を洗浄すること
保管	酸性物質と共に保管しないこと 食品と共に保管しないこと
廃棄	各国/地域の法規に従い、免許保有の産業廃棄物処理業者に処理を委託する事
未分類の危険性	いずれも確認されていない

3. Composition / Information on Ingredients 組成/成分情報

化学物質名	CAS 番号	割合
セレン化亜鉛	1315-09-9	100%

4. First Aid Measures 応急処置

吸入時	有害作用発生時、汚染されていない場所へ移動する。呼吸をしていない場合は、人工呼吸を行う。呼吸困難な場合、有資格者によって即時の手当てを受ける。
皮膚付着時	石鹼で洗浄する
眼に入った場合	大量の水または生理食塩水により直ちに目を洗浄し、上下瞼を持ち上げ残留物がないうよう洗浄を行う。刺激が続く場合は医師の手当てを受ける。
飲込んだ場合	大量に飲込んだ場合、医療機関にて受診する。
医師への注意事項	深刻なケースでは酸素吸入を考慮する。
症状	眼及び/もしくは皮膚刺激性。 大量の吸入は咳、呼吸困難の原因となる。

5. Fire Fighting Measures 火災時の措置

特定の危険性 化学物質からの到達	400°C ~800°Cの温度に曝されている場合、毒性物質を放出する。
消火剤	周辺の燃えている物によって消火剤を選択する
不適切な消火剤	NA
可燃性	非可燃性
消火	不必要に人を近づけず、危険地域を隔離し立入りを防ぐ。 火災現場内もしくは近くにいる場合、自給式呼吸器を着用する。

6. Accidental Release Measures 不慮時の対応

人体への注意事項	本 SDS、第 8 項に基づき、適切な保護具を着用する。
環境に対する注意事項	排水時、固体 (ZnSe) を公共処理施設へ排出する前に除去する。
封じ込め	取扱注意。粉塵の発生を抑制する為、技術的に管理を行う。
清掃	破片を掃き集め、容器に回収。手袋を着用する。粉じんが発生した場合吸い込まないこと。

7. Handling and Storage 取扱及び保管

保管	強酸、強塩基と共に保管しないこと。 物理的損傷に曝される場所では保管しないこと。
非互換性	強酸、強塩基物

8. Exposure Controls / Personal Protection 曝露防止及び保護措置

曝露限界 セレンとして	0.2 mg/m ³ OSHA (米国労働管理衛生局) TWA (時間加重平均) 0.2 mg/m ³ ACGIH (兵国産業衛生専門家会議) TWA (時間加重平均)
----------------	---

セレン化合物	0.2 mg/m ³ NIOSH (米労働安全衛生局) recommended TWA (推奨時間加重平均)
生物学的限界値	None (なし)
IDLH (生命/健康をすぐに脅かす危険性)	Not Applicable (適用なし)
技術的管理	局所排気装置または構内換気処理システムを備える。材料使用において湿式処理を使用する。
眼の保護	米国国家規格 ANSI Z87.1 に準拠した安全メガネ
衣類	粉塵などに対して技術的コントロールが不十分の場合、化学物質から保護する機能を有する。
手袋	鋭利な部分に触れる可能性もあることから裂傷耐性の手袋を使用する。
呼吸器	以下に呼吸器および最大使用濃度について記載。(米労働安全衛生局 (NIOSH) よりからの情報 1 mg/m ³ 以下 (指定防護係数 APF = 5) 任意のクォーターマスク型呼吸器。 (指定防護係数 APF = 10) 任意の粒子除去呼吸器 N95, R95, もしくは P95 のフィルター付き (N95, R95, P95 フィルター付き面体) クォーターマスク型呼吸器を除く。以下フィルターの使用も可: N99, R99, P99, N100, R100, P100 (指定防護係数 APF = 50) 任意の空気清浄, フルフェイス型呼吸器 N100, R100, P100 フィルター付。 (指定防護係数 APF = 25) 任意の電動型, 空気清浄型高効率粒子除去機能付呼吸器* (指定防護係数 APF = 10) 任意の空気供給型呼吸器* (指定防護係数 APF = 50) 任意のフルフェイス型自給式呼吸器
緊急時もしくは未確認濃度環境下へ入室する際、生命/健康をすぐに脅かす危険環境下において	(指定防護係数 APF = 10,000) 任意のフルフェイス型、圧力要求もしくは他の正圧モードにて利用できる自給式装置 (指定防護係数 APF = 10,000) 任意のフルフェイス型、圧力要求もしくは他の正圧にて動作する空気供給型呼吸器
脱出	(指定防護係数 APF = 50) 任意の空気浄化機能、N100, R100, または P100 フィルター付フルフェイス型マスク 脱出の為に適切、自給式呼吸装置

9. Physical and Chemical Properties 物理的及び化学的特性

物理的状态	固体
色	薄い黄色
臭気	無臭
臭気閾値	値無し
分子量	144.34
分子式	ZnSe
比重 (水=1)	5.27

水溶性	実質的に不溶性
融点	1525 C (500 Cにて塑性変形)

10. Stability and Reactivity 安定性及び反応性

反応度	本製品は本安全データシートに従って使用・格納された場合安定。
防止条件	熱、炎、火花、その他熱源から避ける。本材料との接触を最小限に抑える。本材料または燃焼副産物の吸収を避ける。上下水道から離す。
不適合性	強酸、塩基類
危険な分解反応	熱分解生成物: 400°C~800°Cの間でセレン化水素が生成され、他の温度でセレン、セレン酸化物、および亜鉛酸化物が生成される。
重合反応	重合しない。

11. Toxicological Information 毒性情報

毒性データ	「急性経口毒性」において、Rat試験にて、最大無毒性量> 5 g/Kgが米国連邦有害物質法令16CFR, Part 1500.3, January 1990.に基づいたテストにより証明されている。
局所作用	刺激: 吸入、皮膚、眼
急性毒性レベル	Category 5
即効性	刺激
遅効性	本安全データシートではいずれも予想外。
発癌性	ZnSeの発癌性物質の証拠の確認には至っていない。
突然変異原性	変異原であるか不明
生殖毒性	生殖毒性であるか不明

12. Ecological Information 環境への影響

成分分析 - 水生毒性	データなし
持続性・分解性	データなし
生体内蓄積	データなし
環境への流出	データなし

13. Disposal Considerations 廃棄上の注意

適合する全規制に則り廃棄すること。有益なりサイクルも可能。
(日本国内の場合、廃棄の際は免許を持った産業廃棄物処理業者に処理を委託する事。)

14. Transport Information 輸送上の注意

U.S. DOT 49 CFR 172.101: (航空での輸送について米国規則)
49 CFR 172.101 (12) (iv) に基づき安全

15. Regulatory Information 規制上の注意

U.S. Regulations 米国連邦規則		
CERCLA RQ 米国包括的環境対処補償責任法	No specific RQ. 対象外	
本製品は下記毒性化学物質、緊急事態計画および地域住民の知る権利法 (EPCRA) 313 項と 372 項 40CFR の対象品		
Component 成分要素	Category Code カテゴリーコード	Maximum % 最大量
Selenium セレン	N725	54.7
Zinc 亜鉛	N982	45.3

16. Other Information その他情報

米国防火協会 NFPA Ratings (Scale 0-4)	健康に対する有害性=1, 可燃性=0, 反応度=0
危険有害性情報システム HMIS Ratings (Scale 0-4)	健康に対する有害性=1, 可燃性=0, 反応度=0

本情報は正確であると考え得るデータに基づき記載されております。しかしデータの正確性や得られる結果などはご利用用途に因る為、ご利用上の責任は負いかねます。また II-VI 社ではご購入者または製品ご利用者が本材料の安全手順に沿って利用したことによって危害を受けた場合でも責任を負いかねます。ご利用者は本材料を使用することに対するリスクを理解しなければなりません。

日本国内：

毒物劇物取締法 第二条第 1 項 別表第 1 第 28 号 指定令第一条 18 「セレン化亜鉛及びこれを含有する製剤」に該当する毒物である。

ただしシュテイングされた光学部品は製品と解され、毒劇法の製剤には該当しないことから、係る製品の取り扱いについては毒劇法上の表示などの規制はかかりません。